

平成28年3月1日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

マイナンバー制度への事前準備 その6 － 従業員以外から収集すべきマイナンバー －

◎従業員以外から収集すべきマイナンバー

昨年11月従業員のマイナンバー収集についてご案内しましたが、税務署への平成28年分法定調書（29年1月提出）のためには次の個人のお取引先のマイナンバーも収集する必要があります。

1. 報酬・料金支払先

- ・外交員、集金人で平成28年中の支払金額の合計が50万円を超える人
- ・その他原稿料、講演料、デザイン料、弁護士報酬等で平成28年中の支払金額の合計が5万円を超える人

2. 不動産賃借料支払先・・・平成28年中の支払金額の合計が15万円を超える人

3. 不動産購入先・・・平成28年中の支払金額の合計が100万円を超える人

4. 不動産仲介料支払先・・・平成28年中の支払金額の合計が15万円を超える人

◎お取引先へのマイナンバー収集依頼文例

平成28年〇月〇日

〇〇様

株式会社△△
担当 □□

支払調書作成のためマイナンバーご提出のお願い

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。・・・・・・

さて、ご存知のこととは思いますが、報酬のお支払についての支払調書作成のため個人番号が必要となります。大変お手数ではございますが、個人番号確認書類（個人番号通知カード又は個人番号カード）のコピー及び本人確認書類（免許証等、個人番号カードのコピーがある場合は不要）のコピーを同封の封筒にてご返送頂きますようお願い申し上げます。

お預かりいたしました個人番号については目的以外では使用せず、社外への不正な流出、漏えい、改ざんから保護するために必要な安全策を講じ、適切かつ安全に管理いたしますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

◎個人番号の提出が受けられない場合

支払調書への個人番号の記載は所得税法等の法律で義務付けられていることを伝えて下さい。それでも提出を受けられない場合は、提出を求めた経過等を記録、保存し当社が単なる義務違反を犯したのではないことを明確にしておいてください。